

京都市告示第346号

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第12条第1項の規定に基づき、以下に掲げる建造物を歴史的風致形成建造物に指定しましたので、告示します。

令和7年8月22日

京都市長 松井孝治

建造物の名称及び所在地

建造物の名称	建造物の所在地
船鉾町会所	京都市下京区新町通綾小路下る船鉾町391番1
井上邸	京都市東山区大和大路通四条下る三丁目博多町112番
堀邸	京都市中京区御幸町通御池下る大文字町356番
長者湯	京都市上京区上長者町通松屋町西入須浜東町450番1
山本本家（住居）	京都市伏見区上油掛町36番
山本本家（社屋）	京都市伏見区上油掛町36番1
東九条・田中邸	京都市南区東九条東札辻町11番
七条通・中村邸	京都市下京区七条通猪熊東入西八百屋町155番

（都市計画局都市景観部景観政策課）